

# 協働型学校評価

仙台市教育委員会

## Q1 協働型学校評価の特徴は、どのようなところにありますか？

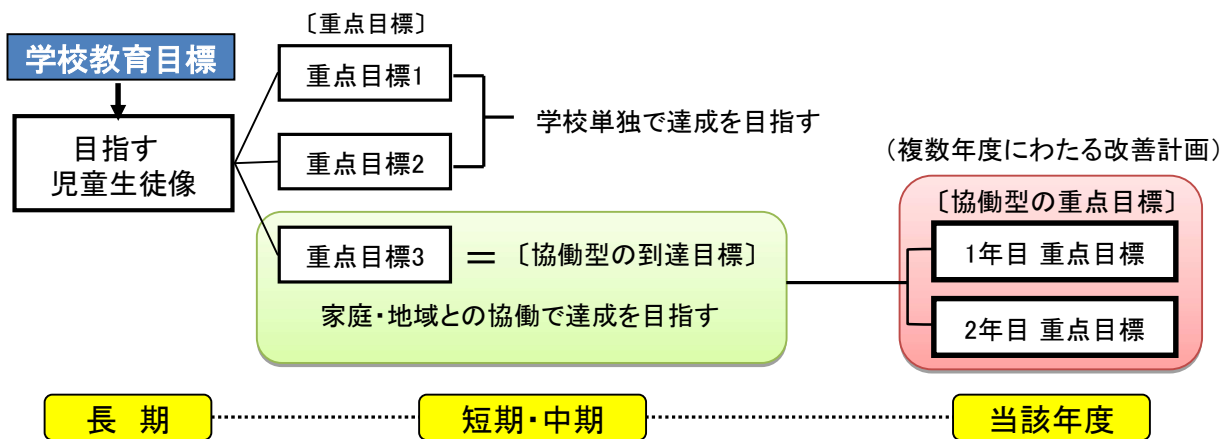
学校評価の本質は、「児童生徒のよりよい姿」を実現するために行われる絶え間ない教育活動の改善にあります。

仙台市では平成 22 年度よりこの協働型学校評価に移行しました。協働型学校評価は、児童生徒の現状や課題から、学校・家庭・地域の三者が協働して当該年度の重点目標を設定し、それぞれの立場から改善活動に取り組み、その成果を次年度に生かしながら、新たな重点目標設定につなぐ、P-D-C-A サイクルによる改善活動を継続的に行っていくところに特徴があります。

学校の教育活動は多岐にわたりますが、協働型学校評価システムに乗せて評価の対象とするのは、当該年度の重点目標に限定します。すなわち、学校は一点突破型の実践ならびに評価を目指します。ただし、一つのことを徹底して行うことは、当然、結果として、他の取組にも波及することが期待されます。

## Q2 学校教育目標と協働型学校評価における「到達目標」、「重点目標」は、それぞれどう関連しますか？

協働型学校評価では、当該年度の重点目標設定の在り方が最も重要です。しかし、学校では他にも目標として掲げられているものがあり、それぞれの目標と協働型学校評価との関係をきちんと整理し、おさえておく必要があります。



### ① 「学校教育目標」と「重点目標」

各学校の「学校教育目標」は、「知・徳・体」全てにわたる学校教育全体の理念的な基盤を掲げたもので、その理想像として、「目指す児童生徒像」を掲げている学校も多く見られます。各学校では、それらの理念や理想像の下、独自の重点目標を設定しています。

重点目標は、児童生徒の姿、実態や課題、地域的な特性等を分析し、その結果を踏まえて、短期・中期的な視点から設定されるもので、具体的な教育活動の改善や実践を目指す項目や内容を示すものです。

### ② 「重点目標」と「協働型学校評価における到達目標」

重点目標は、固定化されることなく、重要性や必要性、緊急性等が高い課題の中から、単年度または複数年度ごとに見直され、設定されます。多くの学校では、「知・徳・体」等の観点から複数の重点目標が設定されています。それらの中には、教育機関である学校が単独で取り組むべき課題もありますが、一方で学校が家庭や地域とともに取り組んでこそ教育効果が期待できる課題もあります。この三者で課題解決を目指す重点目標が、「協働型学校評価における到達目標」となります。

### ③ 「協働型学校評価における重点目標」

例えば、重点目標の一つに「児童生徒の規範意識の確立」を協働型学校評価における到達目標と位置付けた場合、その実現には様々な視点からの実践が必要です。また、児童生徒の規範意識を1年間だけの取組で向上させには長期的な取組が求められます。

そこで、複数年度にわたる改善計画の中で、例えば、1年目は「礼儀正しい児童生徒」、2年目は「進んで奉仕活動や勤労に取り組む児童生徒」など、当該年度には何を重点的に目標とすることを検討することが、まず必要となります。その実践目標が、「協働型学校評価における重点目標」となり、原則として単年度ごとに設定し、その目標の下、学校・家庭・地域の三者がそれぞれの立場から具体的に実践する改善活動を設定します。

## Q3 三者協働の「改善活動」は、学校・家庭・地域が同じ活動をするのですか？

重点目標は共有しますが、それぞれの立場や役割は異なります。

三者協働の改善活動は、その違いを踏まえた上で、それぞれが、その立場・役割からできることをすることで、三者が同じ取組をすることではありません。例えば『進んで読書に親しむ児童生徒の育成』を重点目標とした場合、それを具現化するために、学校では「読書指導の充実や図書室、学級文庫などの読書環境の整備」を、家庭では「親子での読書の時間の設定」を、地域では「読み聞かせボランティア活動の充実」など、学校運営協議会(学校関係者評価委員会)で協議しながら、それぞれの立場で実践可能な改善活動を設定することになります。

## Q4 学校教育目標と協働型学校評価における「到達目標」、「重点目標」は、それぞれどう関連しますか？

改善活動は、第一義的には教育の当事者である学校と家庭が主体となります。そのため、学校は家庭に対して、学級懇談会や家庭訪問、学校便り、ホームページなどの、様々な場面や機会をとらえて重点目標や改善活動に関する情報提供や情報交換に努め、より一層の連携・協力を深める働きかけが重要となります。

地域との協働では、理想は地域全体との協働であり、学校はそれに向けた努力が必要ですが、まずは、学校支援地域本部、町内会長や民生児童委員、学校支援ボランティアや青少年健全育成協議会、市民センター等、地域の窓口となる組織や人を足がかりとし、徐々にその範囲を広げていくなど、地域の実情に応じた取組をしていくこととなります。

また、活動内容についても、地域の方が児童生徒に直接働きかけるものと、その意義を理解し学校の活動や児童生徒を温かい目で見守るなどの、間接的なかわりを通して協働を推進するケースもあり、柔軟な取組が必要となります。